

(総務課関係)

1. 次世代育成支援対策について

(1) 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の推進について

平成15年7月に成立した次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」という。）に基づき、すでに、都道府県、市町村及び大企業等において、次世代育成支援に関する行動計画を策定いただいたところである。

①地域行動計画の策定と実施状況の公表

都道府県及び市町村の行動計画（地域行動計画）については、すでにほぼすべての都道府県、市町村において策定済み（昨年10月現在で未策定都道府県1、未策定市町村12、これらは17年度中には策定予定）であるが、市町村合併に際しては、旧市町村単位で策定された従来の計画について合併後の市町村における取扱いを明確にし、必要であれば早期に計画の見直し等を行い、くれぐれも合併による計画の中断などが生じることのないようご留意いただきたい。

次世代法第8条第5項及び第9条第5項では、市町村及び都道府県は、毎年少なくとも1回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならないこととされているところであり、この計画の実施状況等に係る情報を広報誌やホームページへの掲載等により、住民に分かりやすく周知を図ることが必要である。

②地域行動計画推進に当たっての次世代育成支援対策推進協議会の活用による事業内容の評価と改善

次世代法第21条には、地方公共団体等次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、次世代育成支援対策地域協議会（以下、「地域協議会」という。）を組織できることとされており、行動計画に基づく事業の効果的な推進を図るため、この地域協議会の枠組を活用して、行動計画の進捗状況を関係者間で確認し、それぞれの事業の内容について評価を行い、次年度の取組の改善を図っていくことが有効と考えられるので、その実施及び管内市町村への援助方ご配慮願いたい。

この点に関し、次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）を活用して行われる事業に関しては、利用者に対するアンケート調査の実施等子育て中の当事者の意見の反映、学識経験者など第三者を交えた事業内容の評価と改善すべき課題の抽出、子育て中の当事者やNPO等地域の子育て支援に係わる関係者が参画した地域協議会での事業内容

の評価と改善についての検討、これらに基づく次年度事業内容の具体的な改善が行われる場合には、交付金の算定に際して一定の加算を行うこととしている（資料3）ので、ご留意願いたい。

③特定事業主行動計画の策定と推進

次世代育成支援対策推進法では、都道府県や市町村等の機関においても、民間企業と同様に、働き方の見直しや子育てと仕事の両立支援等について、職員を雇用する「事業主」の立場から、特定事業主行動計画を策定することとされているところであるが、昨年10月1日時点での市町村長部局の策定状況はまだ72.4%という状況にある。児童福祉を所管する立場からも職場における働き方の見直し等が進められることは重要であることから、特定事業主行動計画の策定に向けた取組が円滑に進められるよう市町村担当部局等との連携・協力を引き続きお願いしたい。

なお、本年4月1日時点における地域行動計画及び特定事業主行動計画の策定状況、並びに地域行動計画に係る子育て支援関係事業の目標値の調査を、あらためて都道府県を通じてお願いする予定であるので、併せてご協力方お願いしたい。

（2）地域における子育て支援の取組等について

① 地域における子育て支援拠点の整備と地域子育て支援活動の推進について

つどいの広場及び地域子育て支援センターについては、「子ども・子育て応援プラン」において、地域における子育て支援の拠点として、平成21年度までに、全国の中学校区の約6割に相当する6,000か所での実施を目標に掲げ、さらに「目指すべき社会の姿」では、概ね10年後を展望して、すべての中学校区に1か所以上の設置を目指し、取組の推進を図ることとしている。（資料4）

こうした量的な整備と併せて、今後とも単なる相談や親子の集まりではない当事者自身が共に支え合い学び合う地域子育て支援活動の原点に根差した活動を広げていくことが重要な課題であるとの認識のもと、平成16年4月に、つどいの広場等に関わる実践者等による全国組織として「つどいの広場全国連絡協議会」が設立され、各種セミナーの共催等の活動を行ってきたところである。

平成18年度においても、全国つどいの広場事業実践交流セミナー（埼玉県で開催予定）及びつどいの広場事業研修セミナー（全国10か所〔北海道・山形県・神奈川県・石川県・長野県・愛知県・大阪府

・広島県・徳島県・宮崎県]で開催予定)の共催、つどいの広場に関わる調査研究協力など、積極的な活動を展開していくこととしているので、セミナー等の実施に際しては、開催地等の地方公共団体のご協力をお願いするとともに、同協議会が開催する研修への関係者の参加などについても、ご協力、ご支援をよろしくお願いしたい。

② 子育てNPO等に対する支援の実施について

平成14年度から実施しているボランティア活動研修(子育てNPO指導者研修・子育てサークルリーダー研修)事業〔実施主体は、厚生労働省・(財)こども未来財団等〕については、18年度においても引き続き、全国15か所で実施することとしており、事業の実施に際しては、実施場所の確保や職員の研修会への参加などにつき、ご協力をお願いしたい。

③ 子育てバリアフリーの取組の推進について

子育てバリアフリーの取組については、これまでも子育てバリアフリーマップの作成などの取組を進めていただいているところであるが、「子ども・子育て応援プラン」においても、今後5年間に、市町村と地域住民との協働によるマップ作成の取組を全市町村で浸透させることを目標として掲げるとともに、子ども連れの人などが安心して外出できるよう、周囲に思いやりの心を持った行動を促すような意識啓発の取組を推進することとしているところである。こうした取組は、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)のその他の事業の対象事業として支援していくこととしているところであり、今後とも積極的に取り組んでいただくようお願いしたい。

2. 次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)について

次世代育成支援対策交付金の平成18年度における主な改正点は、①延長保育促進事業(公立加算分)の一般財源化、②地域における児童の安全確保の取組の追加である。

このうち、地域における児童の安全確保の取組については、児童の安全確保に向けて、各地域(小学校区など)で関係者や地域住民の協力を得て見守り活動等の具体的な体制の構築に向けた取組を行う場合には、平成18年度に限り、定額を交付することとしたところである。(資料5)

また、本交付金を活用して実施した事業に係る評価、改善の取組とそ

の場合の18年度以降の交付金算定上の取扱いについては、前述したとおりであるが、その内容については、「次世代育成支援対策交付金を活用して実施した事業の評価、改善の推進について」(資料3)に示しているとおりであり、市町村への助言、援助方ご配慮願いたい。

なお、本交付金は国から市町村へ直接交付されるものであるが、都道府県におかれましても、管内の事業の進捗状況を把握し、市町村や各種の子育て支援活動従事者への効果的な支援を実施する観点から、必要な協力を賜るようお願いしたい。

3. 児童虐待防止対策等要保護児童対策の充実について

(1) 児童家庭相談体制の更なる充実について

ア 児童相談所、一時保護所等の体制整備について

児童相談所に寄せられる児童虐待相談件数は、直近の平成16年度において33,408件と、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ約3倍に増加しており、その内容も複雑かつ深刻なものとなっている中で、児童相談所には、子どもの生命の安全と心身のケアに万全を期すよう、迅速かつ的確な対応が求められているところである。

このような状況に鑑み、

平成18年度地方交付税措置においては、児童相談所の職員1名分の経費が充実される見込み

であるので、各都道府県等におかれては、一層、必要な人員体制の確保に努めるとともに、管内市町村の児童相談体制の連携強化等を含め、総合的な児童相談体制の充実に努めていただきたい（資料7参照）。

さらに、平成18年度予算（案）においては、児童相談所、一時保護所等の体制強化・充実を図るため、下記の補助金等の充実を図ったところであり、各都道府県等におかれては、これら事業の積極的な実施や必要な職員の配置に格段の配慮をお願いしたい。

◇家族療法事業の実施

児童相談所と地域の医療機関（精神科医、小児科医等）や専門機関（有識者等）が協働して、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや家族等に対して、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取組を、児童相談所の体制等の実情に応じて実施（カウンセリング強化学業の一つ）

◇24時間・365日体制強化学業の促進

児童相談所の24時間365日体制強化学業（協力員の配置）について、17年度から実施している都道府県が、2ヶ所以上の児童相談所で実施している場合、補助単価を増額

◇心理療法担当職員の配置の拡大

一時保護所の心理療法担当職員について、原則、中央児童相談所に付設の一時保護所としていたものを、全ての一時保護所の配置に拡大

◇児童養護施設、乳児院における一時保護委託の改善（事務費の日

割り支弁の実施)

暫定定員を設定している児童養護施設及び乳児院において、暫定定員を超えて認可定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合に、児童養護施設または乳児院の事務費（保護単価）について、日割りでの支弁を実施

◇看護代替要員費の算入

一時保護児童が入院した際に、一時保護所の職員が付き添いを行うために必要となる代替要員を確保するための経費を、一時保護所の保護単価に新たに算入（職員1人日額 5,920円）

◇被虐待児受入加算の対象施設の拡大

平成17年度から実施している一時保護委託における虐待を受けた子どもの受入加算の対象施設について、障害児関係施設まで対象を拡大

◇一般生活費に乳児用単価を設定

一時保護所（一時保護委託を含む）にかかる一般生活費について、新たに乳児用単価（乳児1人日額 1,800円）を設定

イ 児童相談所設置市について

平成16年の児童福祉法改正において、子育て支援から要保護児童対策まで一貫した児童福祉施策の実施という観点から、中核市程度の人口規模（30万人以上）を有する市を念頭に置きつつ、政令で個別に指定した市については、児童相談所の設置を認めることとしたところである（平成18年4月1日施行）。

これにより、平成17年11月24日、横須賀市と金沢市の2市を児童相談所設置市に指定したところである。

児童相談所設置市に指定された市については、従来、都道府県・指定都市が行っていた児童福祉法等に基づく事務を行うこととなる（資料8参照）。

中核市程度の人口規模（30万人以上）を有する市が児童相談所を設置することは、児童相談所の数が増え、より住民の身近になることとなり、ひいては子どもの最善の利益に資することから、他の都道府県管内の市町村におかれても設置について検討されたい。

ウ 市町村の児童家庭相談体制について

平成16年の児童福祉法改正により、昨年4月から市町村が第一義的な児童家庭相談の窓口となったことから、市町村の児童家庭相談体制についても職員の資質の向上や体制の充実を図ることが必要であるが、昨年6月に実施した市町村児童家庭相談調査の結果（資料9参照）

によれば、相談担当職員の状況は、「研修未受講の市町村が約4割」、「他の業務と兼務である者が約7割」と、児童家庭相談を担う体制としてはまだまだ不十分な状況であることが伺える。

このような状況を踏まえ、厚生労働省としては、市町村児童家庭相談を担当する職員の資質向上を図ることを重視し、全国社会福祉協議会が実施している「児童福祉司資格取得通信教育研修」の受講対象を、現行の都道府県・指定都市・児童相談所設置市の職員に加え、平成18年度から市町村の職員まで拡大する予定であるので、管内市町村に周知されたい（資料10参照）。

また、現在、「今後の児童家庭相談体制のあり方に関する研究会」を開催し、児童家庭相談体制のより一層の強化・充実に向けたあり方についての議論を重ねているところであるが、今後の市町村における相談体制のあり方も含め、3月下旬に報告書として取りまとめる予定としている（資料11参照）。

各都道府県においても、管内の市町村が児童家庭相談業務を適切に遂行できるよう、市町村職員に対する研修の実施、必要な助言・指導など積極的な支援をお願いしたい。

（2）要保護児童対策地域協議会について

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童とその家庭への支援に当たっては、地域の関係機関（保健、医療、福祉、教育、警察、司法等の団体などにより構成）が子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な役割分担の下で対応していくことが重要である。このため、児童福祉法を改正し、要保護児童等に関し、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う機関として「要保護児童対策地域協議会」を法的に位置づけ、その運営の中核となる調整機関を置くことや、その構成員に守秘義務を課すこととされたところであり、その設置促進を図っているところである。

昨年6月1日現在の地域協議会又は虐待防止ネットワークの設置状況を見ると、全市町村の51.0%（1,224か所）で設置済である一方、設置又は設置予定のない市町村は30.6%（734か所）となっている。特に、都道府県別に見ると、最高の100.0%から最低の13.3%までとその設置状況には大きな地域間格差が見られる（資料12参照）。また、地域協議会の設置状況では、全市町村の95.4%（2,288か所）が未設置である。

地域協議会又は虐待防止ネットワークが虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童の早期発見・早期対応や適切な保護・支援等を図る上で重要な役割を果たすとの認識のもと、市町村におかれては、次世代育成

支援対策交付金（ソフト交付金）の活用も含めた取組促進を図るとともに、都道府県におかれては、引き続き管内市町村に対して、地域協議会又は虐待防止ネットワークの設置や、虐待防止ネットワークから地域協議会への早期移行に向けた働きかけと、活動内容の充実強化を図るための助言指導をお願いしたい。

なお、地域協議会を設置していない地方自治体においても、関係機関等に要保護児童とその家庭への支援に必要な情報提供等を求める場合、「児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」（個人情報保護に関する法律第16条第3項第3号、同法第23条第1項第3号）として、利用目的による制限や第三者提供の制限の適用除外になるので、個人情報の保護を理由に情報の交換等を行う際に躊躇することがないように、十分に留意し、積極的に対応いただくようお願いしたい。

（3）育児支援家庭訪問事業の強化について

育児支援家庭訪問事業は、出産後間もない時期に育児ストレス、産後うつ病等の問題によって子育てへの不安や孤立感等をもつ家庭や、ひきこもり等の問題で養育が困難になっている家庭など、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭を把握し、訪問による子育て・養育支援を行う事業として、その推進を図っているところである。

平成17年度においては、次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）への移行をはじめ、事業の意義や必要性への理解が浸透してきたこと等により、全市町村（2,380か所）の約18%にあたる427市町村（内示か所数）が取り組むこととなったところである。このうち、東京都板橋区では、出産後の育児疲れ等で家事や育児の援助を必要とする家庭に支援ヘルパーを派遣する事業をNPO法人に委託し、派遣の結果、養育が困難な重度ケースの場合には、保健師等による専門的な家庭訪問につなげるようにするなど、民間団体を積極的に活用した取組などもみられる。また、先般1月20日付け事務連絡で、16年度に実施した本事業の市町村ヒアリングの調査結果を各自治体に送付したところであり、こうした他の自治体の取組なども参考にしながら、特に未実施の市町村においては、積極的な実施をお願いしたい。（資料13参照）

さらに、平成18年度予算（案）においては、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、21年度までの全市町村での実施を目指して取組の着実な推進を図るとともに、特に、出産後1か月から4か月など定期的な支援サービスが手薄い時期に、心理的不安定に陥りやすい母親への支援を強化するため、妊娠中や分娩に関わった産科医療機関のスタッフ（助産師等）が家庭を訪問し、育児等の援助を行う場合には、「次世代育成

支援対策交付金（ソフト交付金）」のポイントを加算する制度を創設するなど、取組を強化をすることとしている。（平成18年度の基準点数については、3月下旬にお示しする予定）

また、都道府県によっては、管内市町村と連携して、広域的見地から訪問支援者の養成・研修を行うなどの効果的な取組を推進しているところも見受けられることから、こうした取組事例を参考に本事業に積極的に関与いただくようお願いしたい。

（４）子どもの虹情報研修センターについて

子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）においては、児童虐待及び非行・暴力などの思春期問題に対応するため、これまで児童相談所、市町村、児童福祉施設等の職員に対する虐待対応等に関する各種の研修を実施してきたところである。

平成18年度においても、引き続き児童相談所スーパーバイザー研修や市町村等で虐待対応に携わる者を対象としたテーマ別研修、さらに大学・大学院の学生を対象とした新たな研修など、種目の再編や内容の充実を図ることとしているので、各地方自治体におかれては、関係職員の当該各種研修への参加のための特段の配慮及び社会福祉法人、民間団体等への受講の勧奨及び周知を引き続きお願いしたい。（資料14、15参照）

また、同センターは、こうした各種研修の実施の他、児童相談所や児童福祉施設等の援助機関の職員等から電話等による専門相談に応じたり、ホームページ等を活用した児童虐待防止等に関する最新情報の提供、これまで実施してきた研修を収録したビデオの貸出などを行っているところであり、情報集約・発信の拠点として積極的にご活用いただきたい。

【問い合わせ先：045-871-8011】

【HPアドレス：<http://www.crc-japan.net/index.php>】

（５）児童虐待による死亡事例等の検証について

依然として子どもの生命が奪われる等重大な事件が発生し続ける中で、自治体自らが管内で発生した事例の検証を行うことは事件の再発防止にとって必要不可欠であり、従前より、その積極的な取組をお願いしているところである。しかしながら、各自治体間で取組に温度差が見られる状況であり、前向きな対応をお願いしたい。

厚生労働省においても、平成16年10月に社会保障審議会児童部会の下に設置された「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」において、全国の事例を専門的かつ多角的な角度から検証を行っており、昨年4月には、その検証結果の第1次報告（平成15年7月1日から同年12月末日までに発生した厚生労働省が把握している24事例（25

人死亡)を対象)を公表したところである。報告書では、児童相談所や保健所等の関係機関が何らかの形で関わっていた事例が約9割の21事例あり、年齢の低さ自体が虐待死のリスク要因であり、特に頭部や顔面への外傷は常に命に関わる危険な虐待として捉えるべきであること、「子どもが泣きやまない」ことが引き金となって生じた事例が多いことから、子どもの扱いが困難になったときに親がどのように対処するのかを関係機関等が的確に把握・評価することが必要であることなど、虐待対応において認識しなければならない留意点や採るべき対応策などを記載しているので、参考とされたい。

また、現在、第2次報告(平成16年1月1日から同年12月末日までに発生した事例等を対象)のとりまとめに向け、調査票の作成・現地ヒアリング調査など関係自治体の協力を得て、検証作業を進めているところであり、3月中旬の公表を予定している。

(6) 児童虐待防止に係る広報啓発の取組について

平成16年度から児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待に関する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報啓発活動を実施しており、本年度は、月間標語の公募・決定、全国フォーラムの開催(11月22日～23日)、広報啓発ポスター・チラシの作成、配布及び政府広報を活用した各種媒体(テレビ、新聞、雑誌等)による広報啓発(資料16参照)などを行い、国民一人ひとりが児童虐待問題についての理解をより一層深め、主体的な関わりをもっていただくための意識啓発等を図っているところである。

また、地方自治体には、推進月間等における様々な取組について報告いただき、推進月間の実施要綱と併せて公表(厚生労働省HP:<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/10/tp1007-1.html>を参照)したところであり、他の自治体の取組状況なども参考にしながら、継続かつ効果的な取組を今後とも進めていただきたい。

18年度においても、様々な広報啓発活動を実施する予定であり、全国フォーラムは11月10日(金)～11日(土)に静岡県静岡市において開催する予定である。

(7) 改正児童虐待防止法及び改正児童福祉法の施行状況の把握について

平成16年10月に施行された改正児童虐待防止法附則第2条において、本法律施行後3年以内に、①児童の住所又は居所における児童の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、②親権の喪失等の制度のあり方などについて、施行状況等を勘案して、必要な措置が講ぜられるものとするとの規定や、平成16年児童福祉法改正法案の国会審

議の際の附帯決議を踏まえ、法施行後1年余を経過した18年4月を目途に、児童の安全確認・確保の取組や、児童福祉法第28条第6項に基づく家庭裁判所による都道府県への保護者に指導措置を受けさせるための勧告の状況などについて、その実施状況等を把握し、今後の制度のあり方等を検討する上での参考としたいので、その際には御協力願いたい。